

⑪ 質の高い在宅歯科医療の提供の推進

第1 基本的な考え方

- 質の高い在宅歯科医療の提供を推進するため、以下の見直しを行う。
- 1 在宅で療養する患者に対する歯科訪問診療の内容を充実させる観点から、歯科訪問診療1の評価を見直すとともに、患者又はその家族等の依頼により、診療を予定していなかった患者を急遽診療する必要性が生じた場合の歯科訪問診療1の運用を明確化する。
 - 2 同一建物に居住する多数の患者に対する歯科訪問診療を適切に提供する観点から、歯科訪問診療4及び歯科訪問診療5の施設基準を新たに設ける。
 - 3 在宅療養支援歯科病院について、病院歯科等での診療実態を踏まえ、施設基準を見直し、歯科診療所からの依頼により患者を受け入れた場合の実績を要件に加える。
 - 4 在宅療養支援歯科診療所及び在宅療養支援歯科病院について、今後の在宅歯科医療体制の確保に資するよう、施設基準を見直し、歯科医師臨床研修施設における歯科訪問診療の研修・教育体制を要件に加える。
 - 5 訪問歯科衛生指導料について、指導を実施した人数に応じた評価を見直すとともに、特別の関係の施設等に対する評価を適正化する観点から、歯科訪問診療料を踏まえた運用に見直す。
 - 6 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料について、効率的な歯科医療を提供する観点から、要件を見直す。

第2 具体的な内容

- 1 歯科訪問診療1の評価を見直すとともに、訪問先の依頼により、診療を予定していなかった患者を急遽診療する必要性が生じた場合の歯科訪問診療1の運用を明確化する。

改 定 案	現 行
<p>【歯科訪問診療料】 [算定要件] 注1～13 (略) (削除)</p>	<p>【歯科訪問診療料】 [算定要件] 注1～13 (略) 14 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等</p>

<p>14 <u>1</u>について、在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>歯科訪問診療1を実施した場合は、在宅療養支援歯科診療所加算1、在宅療養支援歯科診療所加算2又は在宅療養支援歯科病院加算として、それぞれ100点、50点又は100点を所定点数に加算する。</u></p> <p>15～20 (略)</p> <p>[算定留意事項] <u>(9) 1人の同一建物居住者である患者に対して歯科訪問診療を実施した際に、当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して、患者等の求めに応じて緊急に歯科訪問診療を実施する必要性を認め、結果として2人の同一建物居住者への歯科訪問診療となった場合、いずれの患者も歯科訪問診療1を算定して差し支えない。ただし、緊急に歯科訪問診療を実施する必要があった理由について、診療録に記載する。</u></p>	<p><u>に届け出た保険医療機関において、在宅において療養を行っている患者に対して歯科訪問診療を実施した場合は、在宅歯科医療推進加算として、100点を所定点数に加算する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>15～20 (略)</p> <p>[算定留意事項] (新設)</p>
---	---

2. 同一建物に居住する多数の患者に対する歯科訪問診療を適切に提供する観点から、歯科訪問診療4及び歯科訪問診療5の施設基準を新設する。

改定案	現行
【歯科訪問診療料】	【歯科訪問診療料】

<p>[算定要件] 注1～6 (略)</p> <p><u>7 4及び5については、在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関及び別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関以外の保険医療機関においては、所定点数及び注6に定める所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。</u></p> <p>8～21 (略)</p>	<p>[算定要件] 注1～6 (略) (新設)</p> <p>7～20 (略)</p>
--	---

[施設基準]

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- イ 歯科訪問診療料1又は歯科訪問診療料2を行っていること。
 - ロ 当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等と連携していること。
- (2) 歯科訪問診療が適切に実施できる体制を有すること。

[経過措置]

令和九年五月三十一日までの間に限り、第七の一の二に該当するものとみなす。

3. 在宅療養支援歯科病院について、歯科診療所からの依頼により患者を受け入れた場合の実績等を施設基準の評価に加える。

改 定 案	現 行
<p>[施設基準] 六の四 在宅療養支援歯科病院の施設基準</p> <p>(1) 保険医療機関である歯科診療を行う病院であって、<u>歯科訪問診療に関する実績又は在宅歯科診療に係る後方支援の機能を有していること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>[施設基準] 六の四 在宅療養支援歯科病院の施設基準</p> <p>(1) 保険医療機関である歯科診療を行う病院であって、<u>歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3を算定していること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>

<p>[施設基準通知]</p> <p>1 在宅療養支援歯科病院の施設基準</p> <p>(1) 次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保していること。</p> <p>ア <u>以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(イ) <u>過去1年間に歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3の算定件数及び他の保険医療機関からの要請により歯科訪問診療による歯科治療が困難な患者の受入れを行った実績が合計18回以上であること。</u></p> <p>(ロ) <u>直近1か月に歯科訪問診療2から5までのいずれかを算定した回数が5回以上であり、そのうち20分以上の歯科訪問診療を算定した回数の割合が6割以上であること。</u></p> <p>(ハ) <u>直近1か月に在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を合計10回以上算定していること。</u></p> <p>(ニ) <u>研修歯科医を受け入れており、当該研修歯科医に対して歯科訪問診療に係る教育を実施している臨床研修施設であること。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(二) <u>過去1年間に在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料(1から3までに限</u></p>	<p>[施設基準通知]</p> <p>1 在宅療養支援歯科病院の施設基準</p> <p>(1) 次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保していること。</p> <p>ア <u>過去1年間に歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3を合計18回以上算定していること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>る。)、退院時共同指導料 <u>1、医科連携訪問加算、在宅 歯科医療連携加算 1、在宅 歯科医療連携加算 2、小 児在宅歯科医療連携加算 1、小児在宅歯科医療連携 加算 2、在宅歯科医療情報 連携加算、退院前在宅療養 指導管理料、在宅患者連携 指導料又は在宅患者緊急時 等カンファレンス料の算定 件数が 1 回以上であるこ と。</u> (削除)</p> <p>ク (略) (2) (略)</p>	<p>キ <u>過去 1 年間に、以下のいずれ かの算定が 1 つ以上あること。</u> (イ) <u>在宅歯科栄養サポートチ ーム等連携指導料の算定が あること。</u> (ロ) <u>在宅患者訪問口腔リハビ リテーション指導管理料、 小児在宅患者訪問口腔リハ ビリテーション指導管理料 の算定があること。</u> (ハ) <u>退院時共同指導料 1、在宅 歯科医療連携加算 1、在宅 歯科医療連携加算 2、小 児在宅歯科医療連携加算 1、小児在宅歯科医療連携 加算 2、在宅歯科医療情報 連携加算、退院前在宅療養 指導管理料、在宅患者連携 指導料又は在宅患者緊急時 等カンファレンス料の算定 があること。</u></p> <p>ク (略) (2) (略)</p>
---	--

4. 在宅療養支援歯科診療所について、歯科医師臨床研修施設における
歯科訪問診療の研修・教育体制を評価に加える等、施設基準を見直す。

改 定 案	現 行
<p>[施設基準] 六の三 在宅療養支援歯科診療所の</p>	<p>[施設基準] 六の三 在宅療養支援歯科診療所の</p>

<p>施設基準</p> <p>(1) 在宅療養支援歯科診療所 1 の施設基準</p> <p>イ 保険医療機関である歯科診療所であって、<u>歯科訪問診療に関する実績を有すること。</u></p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>(2) 在宅療養支援歯科診療所 2 の施設基準</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>[施設基準通知]</p> <p>1 在宅療養支援歯科診療所 1 及び在宅療養支援歯科診療所 2 の施設基準</p> <p>(1) 在宅療養支援歯科診療所 1 の施設基準</p> <p>次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保していること。</p> <p>ア <u>以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(イ) <u>直近 1 か月に歯科訪問診療 1、歯科訪問診療 2 又は歯科訪問診療料 3 を合計 10 回以上算定していること。</u></p> <p>(ロ) <u>直近 1 か月に歯科訪問診療 2 から 5 までのいずれかを算定した回数が 5 回以上であり、そのうち 20 分以上の歯科訪問診療を算定した回数の割合が 6 割以上であること。</u></p> <p>(ハ) <u>直近 1 か月に在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を合計 5 回以上算定していること。</u></p> <p>(ニ) <u>研修歯科医を受け入れて</u></p>	<p>施設基準</p> <p>(1) 在宅療養支援歯科診療所 1 の施設基準</p> <p>イ 保険医療機関である歯科診療所であって、<u>歯科訪問診療 1、歯科訪問診療 2 又は歯科訪問診療 3 を算定していること。</u></p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>(2) 在宅療養支援歯科診療所 2 の施設基準</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>[施設基準通知]</p> <p>1 在宅療養支援歯科診療所 1 及び在宅療養支援歯科診療所 2 の施設基準</p> <p>(1) 在宅療養支援歯科診療所 1 の施設基準</p> <p>次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保していること。</p> <p>ア <u>過去 1 年間に歯科訪問診療 1、歯科訪問診療 2 又は歯科訪問診療料 3 を合計 18 回以上算定していること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

おり、当該研修歯科医に対して歯科訪問診療に係る教育を実施している臨床研修施設であること。

イ～カ (略)

キ 以下のいずれかに該当すること。

(イ) 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・診療所・介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議等に年1回以上出席していること。

(ロ) 過去1年間に、病院・診療所・介護保険施設等の職員への口腔管理に関する技術的助言や研修等の実施又は口腔管理への協力を行っていること。

(ハ) 歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績が年1回以上あること。

(ニ) 過去1年間に在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料(1から3までに限る。)、退院時共同指導料1、医科連携訪問加算、在宅歯科医療連携加算1、在宅歯科医療連携加算2、小児在宅歯科医療連携加算1、小児在宅歯科医療連携加算2、在宅歯科医療情報連携加算、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定件数が1回以上であること。

(削除)

イ～カ (略)

キ 以下のいずれかに該当すること。

(イ) 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・診療所・介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議等に年1回以上出席していること。

(ロ) 過去1年間に、病院・診療所・介護保険施設等の職員への口腔管理に関する技術的助言や研修等の実施又は口腔管理への協力を行っていること。

(ハ) 歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績が年1回以上あること。

(新設)

ク 過去1年間に、以下のいずれかの算定が1つ以上あること。

(イ) 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料の算定があること。

(ロ) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、

<p>ク・ケ (略)</p> <p>(2) 在宅療養支援歯科診療所 2 の施設基準</p> <p>次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保していること。</p> <p>ア <u>以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(イ) <u>過去 1 年間に歯科訪問診療 1、歯科訪問診療 2 又は歯科訪問診療 3 を合計 4 回以上算定していること。</u></p> <p>(ロ) <u>研修歯科医を受け入れており、当該研修歯科医に対して歯科訪問診療に係る教育を実施している臨床研修施設であること。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	<p><u>小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定があること。</u></p> <p>(ハ) <u>退院時共同指導料 1、在宅歯科医療連携加算 1、在宅歯科医療連携加算 2、小児在宅歯科医療連携加算 1、小児在宅歯科医療連携加算 2、在宅歯科医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定があること。</u></p> <p>ケ・コ (略)</p> <p>(2) 在宅療養支援歯科診療所 2 の施設基準</p> <p>次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保していること。</p> <p>ア <u>過去 1 年間に歯科訪問診療 1、歯科訪問診療 2 又は歯科訪問診療 3 を合計 4 回以上算定していること。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ～エ (略)</p>
--	---

5. 訪問歯科衛生指導料について指導を実施した人数に応じた評価を見直すとともに、特別の関係の施設に対する要件を設定する。

改 定 案	現 行
<p>【訪問歯科衛生指導料】</p> <p>1 単一建物診療患者が 1 人の場合 380点</p>	<p>【訪問歯科衛生指導料】</p> <p>1 単一建物診療患者が 1 人の場合 362点</p>

<p>2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>330点</u></p> <p>3 1及び2以外の場合 <u>260点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 <u>1から3までについて、当該保険医療機関と特別の関係にある他の保険医療機関等において療養を行っている患者に対して訪問歯科衛生指導を実施した場合は、140点を算定する。</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>326点</u></p> <p>3 1及び2以外の場合 <u>295点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---

6. 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料について、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による指導の実施についても算定を可能とする等、要件を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料</u> 4 <u>100点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 1については、当該保険医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、他の保険医療機関に入院している患者であって、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定しているものに対して、当該患者の入院している他の保険医療機関の栄養サポートチーム等の構成員として診療を行い、その結果を踏まえて口腔機能評価に</p>	<p>【在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 1については、当該保険医療機関の歯科医師が、他の保険医療機関に入院している患者であって、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定しているものに対して、当該患者の入院している他の保険医療機関の栄養サポートチーム等の構成員として診療を行い、その結果を踏まえて口腔機能評価に基づく管理を行った場合に、月1回に</p>

基づく指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 2については、当該保険医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設等に入所している患者であって、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料又は区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定しているものに対して、当該患者の入所している施設で行われる食事観察等に参加し、その結果を踏まえて口腔機能評価に基づく指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 3 3については、当該保険医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設等に入所している患者であって、区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定しているものに対して、当該患者の入所している施設で行われる食事観察等に参加し、その結果を踏まえて口腔機能評価に基づく指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 4 4については、当該保険医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、自宅での療養を行っている患者であって、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定してい

限り算定する。

- 2 2については、当該保険医療機関の歯科医師が、介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設等に入所している患者であって、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料又は区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定しているものに対して、当該患者の入所している施設で行われる食事観察等に参加し、その結果を踏まえて口腔機能評価に基づく管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 3 3については、当該保険医療機関の歯科医師が、児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設等に入所している患者であって、区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定しているものに対して、当該患者の入所している施設で行われる食事観察等に参加し、その結果を踏まえて口腔機能評価に基づく管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

(新設)

<p><u>るものに対して、食事観察等を行いその結果を踏まえて、患者又はその看護に当たっている者に口腔機能評価に基づく指導を行った場合に、月1回に限り算定する。</u></p> <p><u>5 1から4までについて、区分番号B001-2-2に掲げる口腔機能実地指導料を算定している月は算定できない。</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------